

足寄町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
第1次足寄町エコチャレンジ・プラン

平成 29 年 4 月

足寄町

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 目的	1
2 計画期間	1
3 対象範囲	1
4 対象となる温室効果ガス	1
第 2 章 温室効果ガス排出量の目標	2
1 方針	2
2 目標	3
第 3 章 取組内容	4
1 職員共通の取組	4
2 庁舎・施設管理所属職員等の取組	5
3 事務局の取組	8
第 4 章 計画の進行管理	9
1 推進体制	9
2 進行管理の仕組	10

参考資料

- 1 足寄町地球温暖化対策等委員会設置要綱

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

足寄町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「足寄町エコチャレンジ・プラン」という。）を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項(抜粋)

- 第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

平成29(2017)年度から平成33(2021)年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成25(2013)年度とします。

3. 対象範囲

「足寄町エコチャレンジ・プラン」の対象範囲は、足寄町役場の全事業拠点の事務及び事業とします。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進していきます。

なお、次期計画策定時には、CO₂に加え、温泉付随メタン（CH₄）までを対象とする方向で準備を進めます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

足寄町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

足寄町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育てていくために、足寄町では、「足寄町エコチャレンジ・プラン」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組む、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組を推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組の成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成29年4月1日 足寄町長 安久津 勝彦

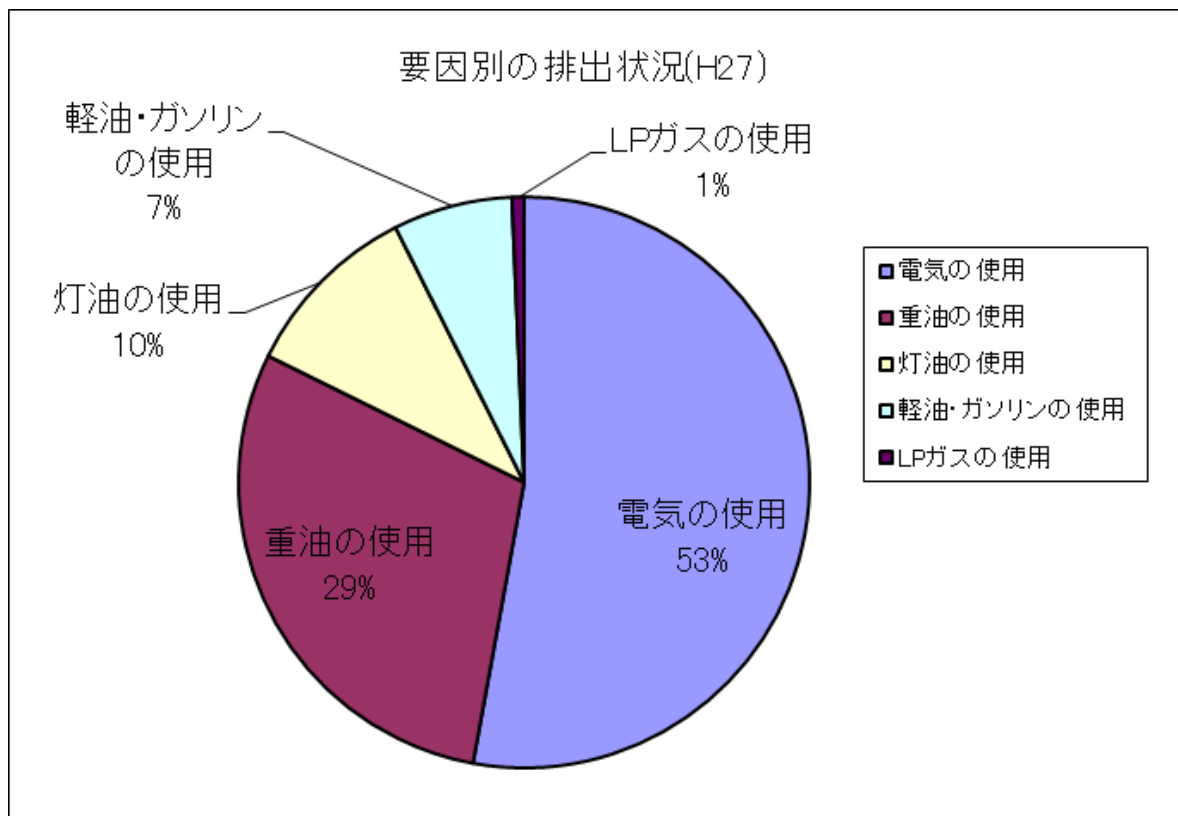
2. 目標

足寄町は、計画期間中に、町役場等から出る温室効果ガス総排出量を、平成33年度までに、5%削減します（平成25年度を基準とします）。

目 標	足寄町は、 計画期間中の温室効果ガス総排出量を5%削減します。
------------	--

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

温室効果ガス排出量の現状



第3章 取組内容

1. 職員共通の取組

第1次計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
給排水・給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
昇降機	・ 利用の少ない時間帯における一部停止
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	・ グリーン購入の推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2. 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 適切な保守とこまめな運用管理
	・ フィルター、バーナー、煙道などの清掃
	・ 熱交換水の適正な水質管理
空調	・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検
管理	・ エネルギー使用状況等の把握と改善策への反映

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 温水出口温度の適正化
	・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・ 温水ポンプの温水流量の適正化
	・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
	・ 熱源機の運転圧力の適正化
	・ 熱源機の停止時間の電源遮断
	・ 熱源機のブロー量の適正化
空調	・ ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	・ 導入機器の効率的な連動制御を行う。 ・ 庁舎の設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ ヒートポンプシステムの導入
	・ ポンプ台数制御システムの導入
	・ ポンプの可変流量制御システムの導入
	・ 熱源機の台数制御システムの導入
	・ 大温度差送風・送水システムの導入
	・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	・ 空調対象範囲の細分化
	・ 可変風量制御方式の導入
	・ ファンへの省エネベルトの導入
	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・ 全熱交換器の導入
	・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・ デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)
照明	・ 高周波点灯形(Hf)蛍光灯への更新
	・ 照明対象範囲の細分化
	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・ 人感センサーの導入
	・ 高効率ランプへの更新
	・ LED照明への更新
昇降機	・ インバータ制御システムの導入
	・ 人感センサーの導入
建物	・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取組】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	・ バイオマスの導入
	・ 地熱・地中熱等の導入
	・ 太陽光・太陽熱の導入
	・ 小水力の導入
	・ 風力の導入

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

【温泉付随メタンガスに関する取組】

項目	取組内容
温泉付随ガス 利活用設備の 導入	<ul style="list-style-type: none">・ 町有温泉井戸から発生する温泉付随メタンガスの利活用設備の導入・ 温泉付随メタンガス適正処理設備の導入

3. 事務局の取組

足寄町エネルギー利用管理委員会事務局は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組も検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

足寄町において全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。足寄町エネルギー利用管理委員会事務局は、職員向け説明会や研修会の開催、職員グループウェア（Desk Nets）を利用した情報受発信など様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

② 活動実績のとりまとめと公表

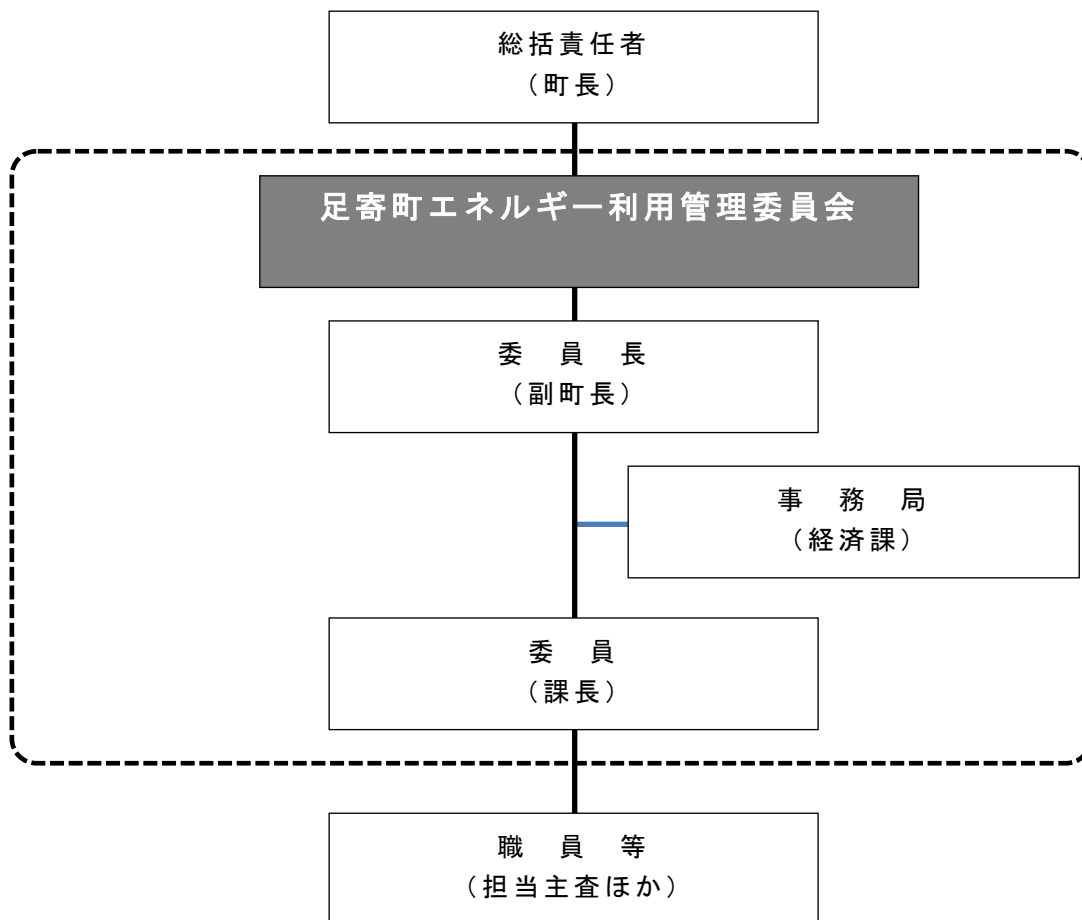
足寄町エネルギー利用管理委員会事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、足寄町エネルギー利用管理委員会に報告します。また、足寄町エネルギー利用管理委員会事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表します。

第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

「第1次足寄町エコチャレンジ・プラン」は、次の体制で実施します。
詳細は「足寄町エネルギー利用管理委員会設置要綱」に定めます。

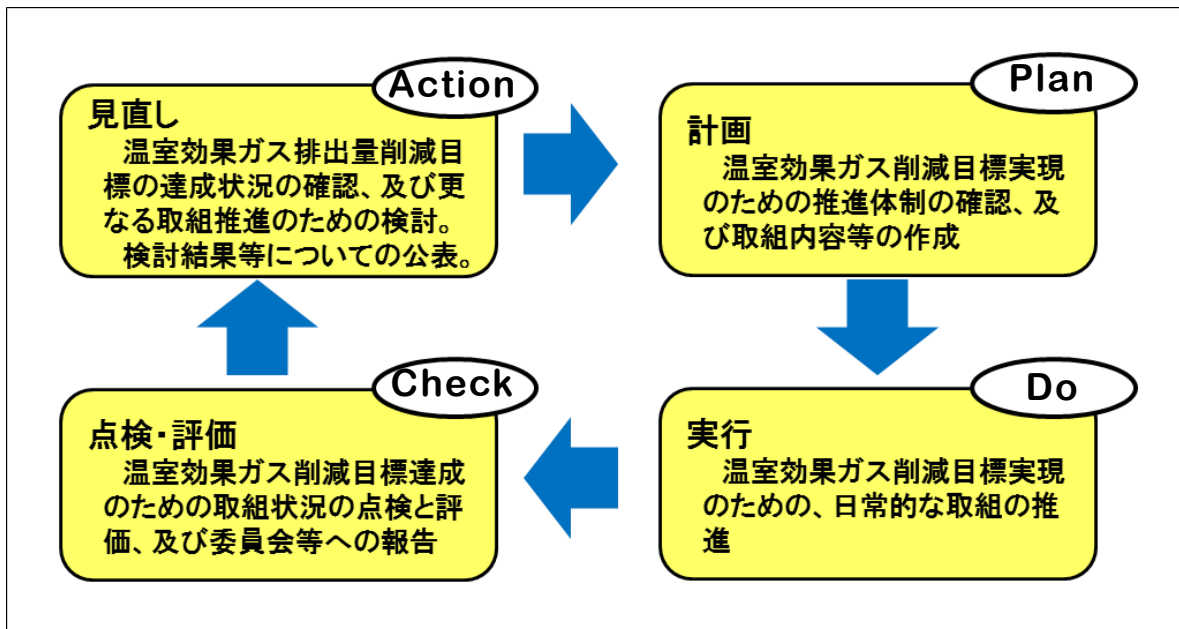
推進体制図



2. 進行管理の仕組み

「第1次足寄町エコチャレンジ・プラン」の仕組みは次のとおりです。

進行管理の仕組み図



①計画（Plan）

委員（課長）は、第2章に示した温室効果ガス排出削減の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章に示した取組の励行等について職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行します。

②実行（Do）

職員等は、委員の指示に基づき、事務執行の際に第3章に示した取組事項を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務めます。

③点検・評価（Check）

【足寄町エネルギー利用管理委員会事務局の実施事項】

足寄町エネルギー利用管理委員会事務局は、委員に対して「エネルギー使用状況調査」の報告を求め、これらの回答を取りまとめて、年に1回、活動状況報告書を作成します。この報告書では、環境省が公表している「かんたん算定シート」に基づき、足寄町所管施設全体の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況を取りまとめ、足寄町エネルギー利用管理委員長（副町長）に報告します。

【委員の実施事項】

委員は、職員等の報告を踏まえて、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利用状況（改修・更新等）の状況を把握し、「エネルギー使用状況調査」に記録のうえ、年に1回事務局に報告します。

④見直し（Action）

足寄町エネルギー利用管理委員長は、事務局からの報告を踏まえて、各課等における実行計画の進捗状況を総括し、年に 1 回町長に報告します。

足寄町エネルギー利用管理委員会は、足寄町エネルギー利用管理委員長の報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行います。

⑤実績の公表

足寄町エネルギー利用管理委員会事務局は、足寄町エネルギー利用管理委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年 1 回、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表します。

參考資料

足寄町エネルギー利用管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 足寄町において町が所管する施設等のエネルギーマネジメント等を行うため、足寄町エネルギー利用管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 足寄町地球温暖化対策実行計画に関すること。
- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に関わること。
- (3) その他エネルギーに関して必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、別表に定める者をもって構成する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、その必要性が認められる限り継続する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、経済課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

足寄町エネルギー利用管理委員会 構成員

職 名
副町長（委員長）
総務課長
福祉課長
住民課長
経済課長
建設課長
消防課長
教育委員会教育次長
国民健康保険病院事務長